

神奈川海区漁業調整委員会委員の選任について

海区漁業調整委員会は、海面漁業に関する事項を処理するため、漁業法(以下、法という)及び地方自治法に基づき設置される行政委員会です。

現在の第 16 期神奈川海区漁業調整委員の任期は令和 7 年 3 月 31 日までで、今年度、選任を行います。委員選任にあたっては、候補者を広く公募し、県議会の同意を得た上で知事が任命する手続きとなっております。

1 委員を任命する際の要件等

(1) 委員

○所掌に属する事項に関し職務を適切に行うことができる者（法第 138 条第 1 項）。

(2) 漁業者委員

○漁業者又は漁業従事者が委員の過半数（法第 138 条第 5 項）。

○地域の実情に応じて柔軟な委員構成とすることができる（法第 138 条第 6 項）。

(3) 学識・中立委員

○学識経験委員は、漁業に関する専門性を有する者。

○委員会の所掌事項と利害関係を有しない者（法第 138 条第 7 項）。

・弁護士、司法書士、行政書士等のほか、会社員、消費者関係団体関係者、教員関係者等

(4) 女性・若者の積極的な登用

委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮（法第 138 条第 8 項）。

2 委員の定数

○15 人（地域の実情に応じた構成とできるよう 10～20 人の範囲内において、条例で増加又は減少することができる（法第 138 条第 2 項）。

○現委員は漁業者委員 11 名、学識経験委員 2 名、中立委員 1 名。

3 委員の任期

4 年（法第 143 条）。

4 委員の選任の考え方と手続き（下線部は(4)にある手続き）

(1) 基本的な考え方

- 議会の同意を要件とする知事の任命制（法第138条第1項）。
- 透明なプロセスを経て選出。
- 漁業種類や操業 区域、年齢や性別にも著しい偏りが生じないよう配慮。（法第138条第5項、第8項）。

(2) 推薦・募集

- 漁業者、漁協等から推薦や募集し、その結果を尊重（法第139条第1条、第3条）。
- 推薦・募集に関し必要な事項は知事が定め、インターネット等により公表。（施行規則第46条第1項、第3項）
- 推薦・募集の期間は、おおむね1か月（施行規則第46条第2項）。
- 推薦・応募の状況はインターネット等により公表。（法第139条第2項、施行規則第45条第2項）。

(3) 任命過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置

- 選定基準を策定し公表すること。
- 選定委員会を設けること。
- 推薦を受けた者及び募集に応募した者や推薦者の意見を聴くこと。

(4) 前回選任手続きにおける主なスケジュール

時期	件名
令和2年7月	・ 候補者選定委員会設置要綱の制定 ・ 委員選任に関する要綱の制定 ・ 候補者選定委員の依頼、委嘱 ・ 候補者の推薦依頼（県漁連、漁協、弁護士会）
8月	・ 第1回候補者選定委員会 開催 ・ 候補者の推薦依頼、応募（9月1日～9月30日）
9月	・ 候補者の公募状況の中間報告
10月	・ 候補者の公募状況の最終報告 ・ 第2回候補者選定委員会 開催 ・ 候補者の決定
令和3年3月	議会同意
4月	任命

5 関連法令（抜粋）

(1) 漁業法

第百三十八条 委員は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員の定数は、十五人（農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあっては、十人）とする。ただし、十人から二十人までの範囲内において、条例でその定数を増加し、又は減少することができる。

3 前項の定数の変更は、委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。

（ 中 略 ）

5 都道府県知事は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。この場合において、都道府県知事は、漁業者又は漁業従事者が営み、又は従事する漁業の種類、操業区域その他の農林水産省令で定める事項に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

6 都道府県知事は、当該海区の特殊な事情により、当該海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の漁業者又は漁業従事者の範囲を拡張し、又は限定することができる。

7 都道府県知事は、第五項に定めるもののほか、第一項の規定による委員の任命に当たっては、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者並びに海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

8 都道府県知事は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

（ 中 略 ）

第百三十九条 都道府県知事は、前条第一項の規定により委員を任命しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者に対し候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による推薦を受けた者及び同項の規定による募集に応募した者に関する情報を整理し、これを公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前条第一項の規定による委員の任命に当たっては、第一項の規定による推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。

(中 略)

第四百四十三条 委員の任期は、四年とする。

(2) 漁業法施行規則

第四十五条 法第百三十九条第二項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによりしなければならない。

一 法第百三十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間中前条各号に掲げる事項及び次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該推薦の求め及び募集の期間の中間において公表すること。

イ 推薦を受けた者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

ロ 応募した者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数

二 法第百三十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集の期間の終了後 前号に規定する事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該期間の終了後遅滞なく公表すること。

第四十六条 前二条に定めるもののほか、推薦の求め及び募集の期間、第四十四条の書類の提出方法その他法第百三十九条第一項の規定による推薦の求め及び募集に関し必要な事項は、都道府県知事が定めるものとする。

2 前項の推薦の求め及び募集の期間は、おおむね一月としなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する事項を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。